

令和7年度 ガス事業法第172条第1項に基づく立入検査結果

1. 実施期間及び実施数

実施期間：令和7年4月～令和8年3月

実施数：13事業所（10社）

2. 結果の概要

以下の事項に法令違反等が認められたため、違反のあったガス事業者に対し、行政指導を行った。

なお、該当事業者から改善報告書の提出があり、指導事項に係る改善内容は特に問題ないことを確認した。

改善指導事項	関係条項等	指摘件数
接地線を取り付ける等により静電気を除去する措置を講じること。	法第21条 省令第12条	1
集合装置の高圧ホースの有効期限内に交換していないので交換すること。	法第21条 省令第14条	1
ガス工作物の操作及び標示の判読に支障のない照度を確保できていないので確保すること。	法第21条 省令第20条	1
保安規程に基づく、保安管理組織が実際の体制と異なるため保安規程変更届出書を提出すること。	法第24条 規則第24条	3
保安規程に基づく、保安に係る教育及び訓練の計画を作成し、実施すること。	法第24条 規則第24条	3
ガス主任技術者が兼務する場合の応急処置者について、告示で定める必要な知識、技能及び経験を有している者を指名すること。	法第25条 規則第26条、告示	1
型式変更を伴う気化器の取替の際に工事計画を届け出ているので届け出ること。	法第32条 規則第39条	1
定期自主検査を実施していないので実施し、記録を保存すること。（集合装置・バルク貯槽）	法第34条 規則第48～50条	3
保安業務規程に基づく、保安管理組織が実際の体制と異なるため保安業務規程変更届出書を提出すること。	法第160条 規則第207条	2
保安業務規程に基づく、保安に係る教育及び訓練の計画を作成し、実施すること。	法第160条 規則第207条	3

法：ガス事業法、規則：ガス事業法施行規則、省令：ガス工作物の技術上の基準を定める省令

告示：昭和四十六年通商産業省告示第二百八十四号（ガス主任技術者を兼ねさせることができる範囲）